山口県児童センター利用細則

(目的)

第1条 この細則は、山口県児童センター(以下「センター」という。)管理運営規程第 9条の規定に基づき、センターの利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(プラネタリウムの観覧)

第2条 センターのプラネタリウムを観覧しようとする者は、あらかじめ館長が発行する観覧券(別記第1号様式)を購入の上、入館するものとする。

(観覧料の額)

第3条 プラネタリウムの観覧料の額は、別表第1に定めるとおりとする。

(観覧料の免除)

- 第4条 次の各号のいずれかに該当する者については、前条の観覧料を免除する。
 - (1) 社会福祉法第2条第2項第2号に掲げる施設に入所又は委託されている児童及び 里子
 - (2) 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者
 - (3) 生活保護法による被保護者
 - (4) その他館長が特に認める者

(ホール等使用の手続)

- 第5条 センターの大ホール、小ホール又は附属設備等(以下「ホール等」という。)の 使用の承認を受けようとする者は、あらかじめホール等使用申込書(別記第2号様式) を館長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 館長は、前項のホール等使用申込書の提出があった場合において、使用を承認すべきものと認めるときは、当該ホール等使用申込書を提出した者に対してホール等使用 承認書(別記第3号様式)を交付するものとする。

(使用料の納付)

- 第6条 前条第2項の規定によりホール等使用承認書の交付を受けた者は、使用した日から1か月以内に、当該使用料を納付しなければならない。
- 2 使用者から使用料を事前に納付する旨の申し出があるとき又はその他特別の事情がある場合は、館長は使用に先立ち使用料を収納できるものとする。

(使用料の額)

第7条 大ホール、小ホール、冷暖房設備又は附属設備・機器の使用料の額は、別表第2、第3及び第4に定めるとおりとする。

(使用料の減免)

- 第8条 館長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別表第2に掲げる使用料を免除することができる。
 - (1) 国及び地方公共団体が、児童の福祉向上を図ることを直接の目的とした行事を行うために使用する場合
- (2) 母親クラブ等の児童関係団体が、研修及び訓練を目的として使用する場合
- (3) その他館長が特に認める場合
- 2 館長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別表第2に掲げる使用料の額を

- 100分の80の範囲内において減額することができるものとする。
- (1) 国及び地方公共団体が使用する場合(前項第1号に掲げる場合を除く。)
- (2) 母親クラブ等の児童関係団体が使用する場合(前項第2号に掲げる場合を除く。)
- (3) その他館長が特に認める場合

(使用料減免の手続)

- 第9条 使用料の免除又は減額を受けようとする者は、使用料免除(減額)申請書(別 記第4号様式)を館長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 館長は、前項の使用料免除(減額)申請書の提出があった場合において、適当と認めるときは、当該使用料免除(減額)申請書を提出した者に対し、使用料免除(減額) 承認書(別記第5号様式)を交付するものとする。

(使用料の環付)

- 第10条 すでに納入した使用料は、これを還付しない。ただし、館長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を還付することができる。
 - (1) 使用者の責に帰することのできない事由によって使用不能となった場合
 - (2) 使用者から使用の取消し又は変更の申出があった場合において、相当の事由があると認められるとき

(取消料)

- 第11条 ホール等を使用しようとする者が使用を取消し、又は変更したときは、その 時期に応じてホール等使用料について取消料を徴収する。
- 2 取消料は、ホール等室料に下表の割合を乗じた額とする。ただし、天災地変その他 使用者の責によらない理由により使用できなくなったとき、又はセンターの都合によ り使用を取り消したときは、取消料は徴収しないものとする。
- 3 使用者が、使用を取消し、又は変更する場合の受付は、通常開館日の午前9時から 午後4時30分までの間とする。
- 4 前項の受付は、閉館日には行わないものとする。

取消料金表(単位:円)(小数点以下切り捨て)

取消(変更)日	取消料
使用日の7日前から2日前まで	ホール等室料の20%
使用日の前日	ホール等室料の50%
・使用日当日	ホール等室料の100%
・連絡のない場合	

(準備のためのホール等の事前使用)

- 第12条 使用者から、準備等のために、使用を承認された時間より前にホール等を使用したい旨の申し出があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、使用を認めるものとする。
 - (1) センターの運営に支障がないこと
 - (2) 事前準備のため使用するホール等に、他の者による使用の予定がないとき
- 2 前項により使用を認める場合において、次の各号のいずれかに該当するときには、 使用料を徴収しない。
- (1) ホール等の使用予定が午前もしくは一日のときに、その前日が通常開館日であり、かつ、前日の閉館前の30分間で準備が行われるもの

- (2) 使用予定が午後のときに、当日11時30分から準備が行われるもの
- 3 前項により難いときは、第5条による使用手続きによるものとし、第7条の使用 料が発生する。

(禁煙)

第13条 センター敷地内は、すべて禁煙とする。

附則

- この細則は、昭和56年7月26日から施行する。 附 則
- この細則は、昭和60年4月1日から施行する。 附 則
- この細則は、平成元年4月1日から施行する。 附 則
- この細則は、平成3年3月14日から施行する。 附 則
- この細則は、平成5年4月1日から施行する。 附 則
- この細則は、平成9年4月1日から施行する。 附 則
- この細則は、平成29年11月1日から施行する。 附 則
- この細則は、平成30年11月1日から施行する。 附 則
- この細則は、令和元年10月1日から施行する。 附 則
- この細則は、令和3年4月1日から施行する。